

内管委第22号
平成28年1月8日

(一社)全日本釣り団体協議会会長 様

神奈川県内水面漁場管理委員会
会長 井貫晴介

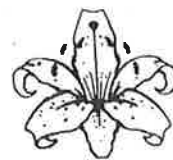


コクチバス等の生体持ち出し及び再放流の禁止に係る委員会指示について（通知）

このことについて、別添、神奈川県公報のとおり平成28年1月5日付けで委員会指示を出しましたので、お知らせします。

問い合わせ先
内水面漁場管理委員会事務局
山口、藤井
電話 (045) 210-8556
FAX (045) 210-8908

神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成28年1月5日（火曜日） 定期第2747号

目次	ページ
○告示	
土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定（環境農政・大気水質課）	1
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（環境農政・大気水質課）	1
漁船損害等補償法の規定による同意を求めるための届出（環境農政・水産課）	1
救急病院等の認定の一部改正（保健福祉・医療課）	2
土地区画整理組合の事業計画の変更認可（県土整備・都市整備課）	2
道路の区域変更（県土整備・道路管理課）	2

○公告	
鳥獣捕獲等事業の認定（環境農政・自然環境保全課）	2
大規模小売店舗の設置者等の変更の届出の概要（産業労働・商業流通課）	2
公共測量の実施通知（4件）（県土整備・建設業課）	3
公共測量の終了通知（県土整備・建設業課）	3
指定管理者の公募（2件）（県土整備・公共住宅課）	3
開発行為に関する工事の完了（県土整備・建築指導課）	4
漁業法による公聴会の開催（海区漁業調整委員会）	5
コクチバス等の生体持ち出し及び再放流の禁止（内水面漁場管理委員会）	5

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム（URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp>）の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報に掲載します。

告 示

神奈川県告示第1号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成28年1月5日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 要措置区域

座間市広野台二丁目4,958番13及び4,958番14の各一部（次の図に示す部分に限る。）

2 土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

3 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県環境農政局環境部大気水質課及び神奈川県中央地域県政総合センター環境部環境保全課において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第2号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、次の形質変更時要届出区域について同条第1項の指定を解除する。

平成28年1月5日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 指定を解除する形質変更時要届出区域
鎌倉市梶原字八町面358-5及び同字内耕地466の各一部（次の図に示す部分に限る。）
- 土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去
（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県環境農政局環境部大気水質課及び神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター環境部環境課において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第3号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、1のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための届出があった。なお、届出に係る指定漁船調書は、平成28年1月5日から同月19日までの間、2の場所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年1月5日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 届出事項

加入区	発起人の住所及び氏名	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
みうら加入区	三浦市南下浦町松輪238 鈴木 清	みうら漁業協同組合

地域の名称	
工事が完了した工区の面積	499.00平方メートル
開発許可を受けた者の住所	厚木市中町4-16の6
開発許可を受けた者の氏名	タイセーハウジング株式会社 代表取締役 大久保 武史
開発許可年月日及び許可番号(変更許可)	平成25年12月3日 厚土東第610076号 (平成27年1月9日 厚土東第610098号) (平成27年10月1日 厚土東第610073号) (平成27年12月15日 厚土東第610104号)

漁業法第11条第4項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

平成28年1月5日

神奈川県漁業調整委員会

会長 渡 邊 精 一

- 1 日時
平成28年1月22日(金)午前11時から
- 2 場所
横浜市金沢区柴町397
横浜市漁業協同組合 2階会議室
電話 (045) 701-2044
- 3 案件
横須賀市長井地先の定置漁業の免許の内容等の事前決定に対する意見について
- 4 公聴会において意見を述べることのできる利害関係人その他の者の範囲
 - (1) 漁業権者
 - (2) 漁業者及び漁業従事者
 - (3) 漁業協同組合関係者
 - (4) その他の利害関係のある者
- 5 その他
 - (1) 公聴会において意見を述べようとする方は、住所、氏名及び職業並びに意見の要旨及びその理由を記載した書面を平成28年1月15日(金)までに神奈川県漁業調整委員会事務局(郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1)に提出してください(郵便の場合は、この日までに必着するようにしてください)。
 - (2) 漁業の免許の内容となる事項等を記載した漁場計画書(案)は、次の場所において縦覧に供します。また、神奈川県漁業調整委員会事務局のホームページ(<http://www.pref.kanagawa.jp/div/9500/>)に掲載します。
神奈川県漁業調整委員会事務局
神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター(横須賀市日の出町2-9の19 横須賀合同庁舎内)
横須賀市役所市政情報コーナー(横須賀市小川町11番地 本庁舎2号館1階)

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定により、水産動物の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成28年1月5日

神奈川県内水面漁場管理委員会
会長 井 貫 晴 介

1 指示内容

(1) コクチバスを県内の内水面(河川、湖沼及びこれと接続して一体を成すため池、水路等)において採捕した者は、これを生かしたまま採捕した水域から持ち出し、又は採捕した水域に再び放してはならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- ア 公的機関が試験研究の用に供する場合
- イ 神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合

(2) オオクチバス又はブルーギルを県内の内水面における共同漁業権の設定された漁場において採捕した者は、これらを生かしたまま採捕した水域から持ち出し、又は採捕した水域に再び放してはならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- ア オオクチバスを芦ノ湖において採捕した者が、これを芦ノ湖に再び放す場合
- イ 公的機関が試験研究の用に供する場合
- ウ 神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合

2 指示期間

平成28年2月1日から平成29年1月31日まで